



熊本県公報

第 1 2 0 5 8 号

平成 23 年 11 月 1 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則	(障がい者支援課) 1
告 示	
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 6
○指定居宅サービス事業者の指定	(") 6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(") 7
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(") 8
○換地処分	(農地整備課) 8
○換地処分	(") 8
○県有財産の売却	(管財課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 10
○土地改良事業施行の同意	(農村計画課) 10
○土地改良事業施行に係る権利者会議通知	(農地整備課) 10
○公の施設における指定管理者の募集	(熊本県総合福祉センター) 10
○公の施設における指定管理者の募集	(熊本県立劇場) 12
登 載 依 頼	
○熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部 会の会議の開催	(熊本県社会福祉審議会) 14
○平成23年度第5回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(熊本県公立大学法人評価委員会) 15
○平成23年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(熊本県公共事業再評価監視委員会) 15

規 則

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則をここに公布する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 5 号

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 2 3 年熊本県条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの求め)

第 2 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定による助言又はあっせんの求めは、次の事項を記載した書類を知事に提出して行うものとする。

(1) 助言又はあっせんを求める者の氏名及び住所

(2) 不利益取扱いを受けたと認める障害者の氏名及び住所

(3) 当該障害者が当該不利益取扱いをしたと認める者の氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

(4) 対象事案（条例第 1 6 条第 1 項に規定する対象事案をいう。次条第 1 項及び第 4 条において同じ。）の概要

(5) 求める助言又はあっせんの内容

(6) その他参考となる事項

(助言又はあっせんの打切り)

第 3 条 条例第 2 2 条第 1 項に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、助言又はあっせんを開始した後、対象事案の性質上助言又

- はあつせんをすることが適当でないとき、助言又はあつせんを打ち切ることができる。
- 2 調整委員会は、前項の規定により助言又はあつせんを打ち切ったときは、関係当事者に対しその旨を通知するものとする。
- (助言又はあつせんの報告)
- 第 4 条 調整委員会は、助言若しくはあつせんを開始する前に助言若しくはあつせんの必要がない、若しくは対象事案の性質上助言若しくはあつせんをすることが適当でないとき、若しくは助言若しくはあつせんにより対象事案を解決したときは、速やかに、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。
- (公表)
- 第 5 条 条例第 19 条の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報に登載するとともに、必要に応じ知事が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) 氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）及び住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 勧告の要旨
- (3) 勧告に従わない事実
- (意見陳述の機会付与手続)
- 第 6 条 条例第 20 条の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見陳述機会付与通知書（別記第 1 号様式）により行うものとする。
- 2 条例第 20 条の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し意見陳述期日等変更申出書（別記第 2 号様式）により意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 知事は、前項の規定による申出により又は職権で意見の陳述の期日又は場所を変更することができる。
- 4 知事は、前項の規定により意見の陳述の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見陳述期日等変更通知書（別記第 3 号様式）により当事者に通知しなければならない。
- 5 条例第 20 条の代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 6 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書（別記第 4 号様式）を知事に提出して証明しなければならない。
- 7 代理人を選任した当事者は、当該代理人がその資格を失ったときは、その旨を代理人資格喪失届出書（別記第 5 号様式）により知事に届け出なければならない。
- (会長等)
- 第 7 条 調整委員会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第 8 条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)
- 第 9 条 調整委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。
- (雑則)
- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。
- 附 則
- この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 10 条までの規定は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

意見陳述機会付与通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県知事

印

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 20 条の規定により次のとおり意見を述べる機会を付与します。

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見の陳述の期日	年 月 日 時 分から
意見の陳述の場所	

備考

- 1 意見の陳述の期日に出席して意見を述べ、資料を提出することができます。
- 2 意見の陳述の期日には、代理人を出席させることができます。その場合には、代理人選任届出書を提出してください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4 意見の陳述の期日に出席する際には、この通知書を持参してください。

別記第 2 号様式（第 6 条関係）

意見陳述期日等変更申出書

年 月 日

熊本県知事

様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により次のとおり意見の陳述の期日（場所）の変更を申し出ます。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 20 条の規定による通知の日付及び番号			年 月 日 第 号
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 不要な文字は、横線で消してください。

別記第 3 号様式（第 6 条関係）

意見陳述期日等変更通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県知事 印

次のとおり意見の陳述の期日（場所）を変更したので、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則第 6 条第 4 項の規定により通知します。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 2 0 条の規定による通知の日付及び番号			年 月 日 第 号
変更事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	期日	年 月 日 時 分から
		場所	

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

熊本県知事

様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

次の者を代理人として選任し、意見の陳述に関する一切の行為を委任したので、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則第 6 条第 6 項の規定により届け出ます。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 2 0 条の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり代理人がその資格を失ったので、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則第 6 条第 7 項の規定により届け出ます。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 2 0 条の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	

告 示

熊本県告示第 1 0 7 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いきいきデイサービス・ハピネス 島崎 熊本市島崎二丁目 1 5 番 5 号	有限会社オアシス	平成 2 3 年 1 0 月 2 2 日

熊本県告示第 1 0 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
いきいきデイサービス・ハピネス 島崎 熊本市島崎二丁目 1 5 番 5 号	有限会社オアシス	平成 2 3 年 1 0 月 2 2 日

熊本県告示第 1 0 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設サンライズヒル 菊池郡菊陽町大字曲手 7 6 0 番地	社会医療法人社団熊本丸 田会	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 7 7 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サ
ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設サンライズヒル 菊池郡菊陽町大字曲手 7 6 0 番地	社会医療法人社団熊本丸 田会	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 0 7 8 号
次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条
の 2 の規定により告示する。
平成 2 3 年 1 1 月 1 日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上原田町字菖蒲字木船ノ後 5 1 1 番 1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び
熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 5 5 2 号
大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出が
あったので、次のとおりその概要を公告する。
平成 2 3 年 1 1 年 1 日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサンプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 2 6 4 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成 2 3 年 8 月 1 9 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名

承継前	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 不動産管理部長 岩永 誠 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
承継後	大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 3 6 号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由
営業施策のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
2, 5 5 6 平方メートル
- 6 届出年月日

平成 23 年 10 月 6 日

熊本県公告第 553 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサンプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地 1 ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

駐車場	駐車場の種類	変更前	変更後
1	2 階駐車場（自走式）	店舗棟屋上 104 台	店舗棟屋上 84 台
2	1 階身障者駐車場（自走式）	店舗東側 1 台	0 台
3	屋外平面駐車場（自走式）	南側道路対向 26 台	0 台
合 計		131 台	84 台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	駐車場の種類	変 更 前	変 更 後
3	屋外平面駐車場（自走式）	敷地西側 1 箇所	0 箇所

- 3 変更の年月日
平成 24 年 4 月 30 日
- 4 届出年月日
平成 23 年 10 月 6 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
縦覧期間 平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 1 日まで

熊本県公告第 554 号

県営楠浦地区（亀島工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 23 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 555 号

県営楠浦地区（小島新田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 23 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 556 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 23 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在地 八代市大福寺町字稲次 671 番 1
(1) 土地 地目 宅 地
地積 1,520.33 平方メートル（公簿・実測）
(2) 建物 共同住宅（3 棟）
①昭和 45 年 6 月 15 日建築
コンクリートブロック造陸屋根 2 階建
1 階 88.76 m² 2 階 88.76 m² 計 177.52 m²
②昭和 45 年 6 月 15 日建築
コンクリートブロック造陸屋根 2 階建

- 1階 88.76 m² 2階 88.76 m² 計 177.52 m²
③昭和45年12月10日建築
コンクリートブロック造陸屋根2階建
1階 88.43 m² 2階 88.43 m² 計 176.86 m²
物置(3棟)
①昭和45年6月15日建築
コンクリートブロック造スレート葺平家建
建面積 14.89 m²
②昭和45年6月15日建築
コンクリートブロック造スレート葺平家建
建面積 14.89 m²
③昭和45年12月10日建築
コンクリートブロック造スレート葺平家建
建面積 14.89 m²
ポンプ室
昭和45年6月15日建築
コンクリートブロック造陸屋根平家建
建面積 4.71 m²
最低売却価格 16,900,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年12月8日(木) 午前11時
八代市西片町1660 熊本県八代総合庁舎5階入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成23年11月7日(月) 午後1時から午後3時まで
- 7 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年11月30日(水) 午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 8 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成23年12月22日(木) 午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問合せ先
熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第557号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字古閑鶴3147番1、同3147番3、同3148番1の一部、及び里道の一部
789.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町井寺3070番地
工藤 健一

熊本県公告第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字八丁杉2502番111
499.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1656番地697
大久保 隆一

熊本県公告第559号

平成23年7月28日付けで南阿蘇村長長野敏也から協議のあった乙ヶ瀬地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成23年10月21日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。
平成23年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

なお、送付すべき書類は、平成23年11月1日から平成23年11月15日まで長洲町役場で縦覧に供する。

平成23年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業腹赤地区の換地計画の決定に係る権利者会議通知書
- 2 送付を受けるべき者
(1) 所在不明
鶴岡 孝
(2) 所在不明
島田 稔
- 3 縦覧に供する書類の要旨
(1) 権利者会議の日時 平成23年11月20日 午前10時
(2) 権利者会議の場所 玉名農業協同組合長洲総合支所2階会議室
(3) 議案 県営土地改良事業腹赤地区の換地計画の決定
- 4 その他
1の送付すべき書類は、縦覧期間中は長洲町役場において保管し、その後は熊本県玉名地域振興局（農林水産部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成23年11月10日を経過したときに書類が到達したものとみなす。

熊本県公告第561号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）
(2) 場所
熊本市南千反畑町3番7号
(3) 施設の規模等
ア 敷地面積 2,193.01平方メートル（屋外駐車場 518.73平方メートルを含む。）

- イ 主な建物 福祉センター（鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 5 階建、延床面積 5,790.70 平方メートル）
- (4) 施設の概要
福祉センター（入居団体事務室、受付、管理事務室、熊本県高齢者総合相談センター、熊本県介護実習・普及センター、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール、電気室、機械室、地下駐車場、屋外駐車場）
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
- (3) (2)に係る利用料金の収受
- (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
- (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (9) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
ウ 5 の (1) に記載する書類のウからクまで並びにケの (ア) 及び (イ) については、参加者それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一申請者につき 1 提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体は、(1) から (8) までの全ての要件を満たし、その他の構成員は (2) を除く全ての要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）
イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 参加資格に関する申立書
エ 法人等であることを証する書類
(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
(イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- ※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班（熊本県庁行政棟新館 3 階）
電話番号 096-333-2192
- (3) 提出期間
平成 23 年 11 月 24 日（木）から平成 23 年 11 月 30 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により平成 23 年 11 月 30 日（水）の午後 5 時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
正本 1 部、副本 11 部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
健康福祉部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査・採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
5 の(2)に掲げる場所で、平成 23 年 11 月 1 日（火）から平成 23 年 11 月 30 日（水）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に配布する。
なお、募集要項等の郵送を希望する場合は、390 円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角形 2 号 A4 版用）を同封のうえ、5 の(2)に掲げる場所に郵送すること。
- 8 現地説明会
- (1) 開催日時
平成 23 年 11 月 9 日（水） 午前 10 時から正午まで
- (2) 開催場所
熊本市南千反畑町 3 番 7 号
熊本県総合福祉センター 3 階 第 4 会議室
- (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成 23 年 11 月 7 日（月）の午後 5 時までに 5 の(2)の場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び選考委員会での検討のため、複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5 の(2)に同じ

熊本県公告第 562 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 23 年 11 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）
- (2) 場所

- (3) 熊本市大江山二丁目7番1号
施設の規模等
敷地面積 44,414平方メートル
延床面積 23,956平方メートル
主な建物 県立劇場（鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）
地下2階地上3階建て）

(4) 施設の概要
県立劇場（コンサートホール、演劇ホール、大会議室、和室、音楽リハーサル室、演劇リハーサル室、練習室（3室）、楽屋（5室）、控室（6室）、レストラン等）、駐車場、情報回廊等

2 指定管理者が行う業務
(1) 音楽、舞踊、演劇のための施設及び設備の提供を行う業務
(2) 県立劇場の使用の許可に関する業務
(3) 県立劇場の施設及び設備の使用に係る使用料に関する業務
(4) 県民の文化の振興に必要な業務
(5) 県立劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
(6) 県立劇場の広報に関する業務
(7) 県内公立文化ホールとの連携等に関する業務
(8) その他、県立劇場の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 参加資格
次の要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
(1) 所在地が熊本県内にあり、かつ、熊本県内に事業所を有すること。
(2) 熊本県内に事業所を設置するに当たっては、その旨を確約書を提出すること。
(3) 「熊本の未来」に基づく排除措置を受けしていないこと。暴力団の排除に関する合意書
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続を行っていないこと。また、たな、手形交換所が著しく不健全であると認められている場合など、明らかに厚生労働省から通報があり、当該状態が継続している場合など、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続
(1) 提出書類及び提出部数
ア 応募者は、申請に当たっては、次の書類を提出すること。
施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式 1部
イ 熊本県立劇場指定管理者事業計画書及び収支予算書 10部
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 1部
エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本 1部
オ 申請の日属する事業年度の前期決算を含む過去3年分の貸借対照表、収支計算書その他応募者の財務状況を明らかにする書類 10部
カ 申請の日属する事業年度の前期決算を含む過去3年分の事業報告書その他応募者の業務の内容を明らかにする書類 10部
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。） 1部
ク 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 1部
ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳 1部
(イ) グループで申請する場合、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体の役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類） 10部
(ウ) 団体概要書 10部

- (エ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する「申立書」 1部
- (2) 申請書の提出先
熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2154
- (3) 提出期間
平成23年11月28日（月）から平成23年12月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- 6 指定管理候補者の選定
平成23年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の選考意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成23年11月1日（火）から12月5日（月）までの間に、交付する。
- 8 現地説明会
(1) 開催日時
平成23年11月14日（月）午後1時30分
(2) 開催場所
県立劇場2階会議室
(3) その他
現地説明会への参加に当たっては、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
オ その他、指定管理候補者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、県立劇場の管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

登載依頼**熊本県社会福祉審議会公告第2号**

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成23年11月1日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会会長 小川全夫

- 1 開催日時
平成23年11月8日（火） 午後1時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ3階会議室
- 3 議題（予定）
(1) 「くまもと・健やか・長寿プラン」について
(2) 次期高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画策定について
(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に係る基準条例制定について
- 4 傍聴者の定員

- 20 人
- 5 傍聴手続
- (1) 会議の傍聴の受付は、午後 12 時 30 分から午後 1 時まで会議の会場前において
行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることが
できる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を
超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高
齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 5 号

平成 23 年度第 5 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 23 年 11 月 1 日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 開催日時
平成 23 年 11 月 8 日（火）
午前 10 時から（1 時間 30 分程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
・次期中期目標の策定について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議
の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を
満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超え
る希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話 096-333-2061）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 6 号

平成 23 年度第 6 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 23 年 11 月 1 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成 23 年 11 月 9 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議事（予定）
詳細審議及び意見の取りまとめ
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従
い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の
30 分前から開始し、10 分前で終了します。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話 096-333-2490